

用語解説

県内ベースと県民ベース

県内ベースとは、県という行政区域内の経済活動を、それに携わった者の居住地に係わりなく把握するものです。一方、県民ベースとは、県内居住者の経済活動を地域に係わりなく把握するものです。

主要3系列（生産・分配・支出）のうち、県内総生産（生産側及び支出側）は前者の県内ベースで把握し、県民所得（分配）は後者の県民ベースで把握したものです。

なお、この場合の居住者とは個人だけでなく、法人企業、政府機関など経済主体全般に適用される概念基準です。

総（グロス）と純（ネット）

建物、機械設備等の固定資産は、生産の過程において年々減耗しますが、その減耗分を評価し、将来の固定資本代替のための費用として計上したものが、固定資本減耗です。

この固定資本減耗を含んだ県民所得を総（グロス）概念の所得といい、含まないものを純（ネット）概念の所得といいます。県内総生産（生産側及び支出側）は総概念であり、県民所得の分配は純概念でとらえてあります。

市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格で表したもので、県内総生産（生産側及び支出側）を表わす場合に用いられます。一般に市場価格表示は、生産段階では生産者価格表示、他の取引段階では購入者価格表示による二つの評価方法がとられています。

要素費用表示とは、生産主体（個人・法人・政府）が土地、労働、資本など生産要素に対して支払う費用の額によって表わしたもので、県内純生産と県民所得の分配を表わす場合に用いられます。要素費用表示の県内純生産に生産・輸入品に課される税を加え補助金を控除したものが市場価格表示の県内純生産となります。

このことから市場価格と要素費用の間には、次の関係が成り立ちます。

市場価格表示の県内純生産

$$= \text{要素費用表示の県内純生産} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}$$

中間投入

生産の過程で原材料、光熱燃料、間接費等として消費された非耐久財及びサービスを言います。

固定資本減耗

構築物、設備、機械等再生産可能な固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、通常の破損及び損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等からくる減耗分を評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成します。

93 SNAでは、社会資本及び受注型ソフトウェアについても固定資本減耗を計上するようになりました。

生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税とは、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められて所得とはならず、その負担が最終購入者へ転嫁されるものです。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で所得・富等に課される経常税と区別されます。

生産・輸入品に課される税の例としては、消費税、関税、酒税等の国内消費税、印紙税等の取引税、事業税及び固定資産税などがあげられます。住宅に対する固定資産税も帰属家賃の一部を構成するという観点から、生産・輸入品に課される税として扱われます。

また、日本中央競馬会納付金など、特定の公的企業の利益マージンを越えた分も、財政収入を目的として徴収することから生産・輸入品に課される税に含まれます。

補助金

補助金とは、産業振興、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される全ての経常的交付金です。公的企業の営業損失を補填するために行われる政府からの繰入れも補助金に含まれます。

補助金によって、その額だけ市場価格が低められるため、負の生産・輸入品に課される税とみなすことができます。

営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得とは、県内に居住する生産者の付加価値から、それに対応する期間内に発生した雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(純)(生産・輸入品に課される税 - 補助金)の合計を差引いたものであり、企業会計でいう営業利益に相当します。

したがって営業余剰は、市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じ、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者においてはありません。

雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額をさします。

雇用者とは、あらゆる生産活動に常雇・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれます。

雇用者報酬は、具体的には以下のような項目から構成されており、このうち(1)、(2)の一部は、実際に現金の形で雇用者に支払われるものではなく、帰属計算項目として雇用者報酬に含めています。

(1) 賃金・俸給

現金給与(所得税、社会保険料雇用者負担等控除前)

一般雇用者の賃金、給与、手当、賞与などのほかに役員給与や議員歳費等も含まれます。

現物給与

自社製品などの通貨以外のものによる給与の支払、食事券、通勤定期券等の支給や消費物資の廉価販売など主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出です。給与住宅差額家賃もこれに含まれます。

(2) 雇主の社会負担

雇主の現実社会負担

労働保険及び健康保険などの社会保障基金及び年金基金への雇主の負担額です。

雇主の帰属社会負担

社会保障基金や年金基金によらず、雇主自らが雇用者の福祉のために負担する分であり、退職一時金や社会保障基金によらない業務災害補償費などです。

財産所得

財産所得とは、ある経済主体が他の経済主体の所有する金融資産、土地及び無形資産(著作権、特許権など)を貸借する場合に、この貸借を原因として発生する所得の移転であり、「利子」、「法人企業の分配所得(配当等)」、「保険契約者に帰属する財産所得」、「賃貸料(地代(土地の純賃貸料)、著作権・特許権の使用料など)」が該当します。

ただし、財産所得中の賃貸料には、構築物(住宅を含む)、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれません。この場合は、貸し手はサービスを産出し、借り手はそのサービスを消費するものとして扱われます。

企業所得(法人企業の分配所得受払後)

営業余剰・混合所得に財産所得の受取りを加算し、財産所得の支払いを控除したものであり、民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類されます。したがって、企業所得は営業利益に他社からの株式配当などの営業外収益を加え、負債利子などの営業外費用を除いた、いわゆる経常利益に近い概念といえます。

公的企業とは、公的に所有あるいは支配されている企業で、商法その他の公法、特別立法、行政規則等により法人格をもつ公的法人企業及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなり、その活動の類型、すなわち生産技術や経営形式の特性から産業として分類されるような事業所を単位とします。

公的企業の例としては、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫等)、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)などの公庫等があげられ、非法人政府事業体としては印刷、造幣、郵政事業のような企業特別会計が該当します。県・市町においては、下水道を除く公益企業会計及び特殊法人である地方公社が含まれます。なお、93SNA移行に伴い、病院事業が一般政府から公的企業へ格付け変更されています。

民間最終消費支出

民間最終消費支出とは、(1)家計最終消費支出と(2)対家計民間非営利団体最終消費支出の合計です。

(1) 家計最終消費支出

家計最終消費支出とは、家計(個人企業を除いた消費主体としての家計)が、一定期間に行う新たな財貨・サービスの取得に対して費用を直接支払う支出であって、同種の中古品とスクラップの純販売額(販売額 - 購入額)を控除したものです。

この場合の財貨・サービスの取得は、現金支出を伴うもののほか、農家における農産物の自家消費、給与住宅差額家賃、自己所有住宅の帰属家賃なども含まれます。

しかし、仕送り金・贈与金・労働組合費など、家計間及び対家計民間非営利団体への移転は家計最終消費支出とみなしません。

また、家計の行う土地造成および住宅建設は、投資活動とみなして県内総資本形成に計上されず。

(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出とは、対家計民間非営利サービス生産者(対家計民間非営利団体)の産出額から商品・非商品販売額を控除したものです。

政府最終消費支出

政府最終消費支出とは、政府サービス生産者の産出額(中間投入 + 雇用者報酬 + 固定資本減耗 + 生産・輸入品に課される税)から他部門に販売した額(商品・非商品販売額)を差し引いた自己消費に、現物社会給付等(医療保険の給付や教科書購入等の家計への移転的支出)を加算したものです。

県内総資本形成

民間法人、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計(個人企業を含む)の生産者としての支出(購入及び自己生産物の使用)のうち、中間消費とならないものであり、(1)総固定資本形成と(2)在庫品増加からなります。

中間消費と総固定資本形成の区別は、当該期間内に使用されつくすか、あるいは将来に便益をもたらすかを基準としています。例えば、固定資産等の修理についてみると、固定資産の改造や新しい機能の追加など、その耐用年数や生産性を大幅に増大させる支出(資本的修理)は総固定資本形成に含まれます。これに対し、単なる破損の修理や正常な稼働を保つための支出(経常的修理・維持)は中間消費に分類されます。

(1) 総固定資本形成

民間法人、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計(個人企業含む)が新規に購入した有形または無形の資産(中古品やスクラップ、土地等の純販売額は控除。マージン、移転経費は含む。)であり、以下のものが該当します。

住宅、住宅以外の建物及び構築物、輸送機器、機械設備などの有形固定資産。

鉱物探査、コンピューター・ソフトウェア（生産者が1年を超えて使用するソフトウェアのうち受託開発分）等の無形固定資産。

土地の造成、改良、鉱山・農地等の開発、拡張等。

なお、建物、道路、ダム、港湾等建設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれますが、重機械器具の仕掛工事は、その財貨生産者の在庫品増加に分類されません。

（２）在庫品増加

在庫品増加とは、企業及び一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものです。仕掛工事中の重機械器具、屠畜や商品用に飼育されている家畜も含まれます。

なお、在庫品増加は、**在庫品評価調整**（ ）後で評価します。

（ ）県民経済計算においては、発生主義の原則がとられており、在庫品増加は、当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされています。しかし、入手可能な在庫関係のデータは企業会計に基づくものであり、後入先出法や先入先出法等企業会計上認められている様々な在庫評価方法で評価されています。

したがって、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いたものは、期首と期末の評価価格の差による分（一種の評価損益）も含んでいます。この評価価格の差分を除くための調整が在庫品評価調整です。

帰属利子

金融業の産出額を算定するための特殊な帰属計算項目であり、金融業の受取利子及び配当と預金者への支払利子の差額をさします。

利子は主として他産業の付加価値から支払われたものであるため、それを再び金融業の産出としてとりあげると、産業全体で見た場合二重計上となってしまいます。また、帰属計算をせずに、金融業の産出額を為替業務などの手数料のみとすると、金融業の営業余剰又は付加価値が負となり、活動実態に合わないものになってしまいます。そこで県民経済計算では、生産額を一旦二重計算した上で、この二重計算を除去するために帰属利子の額を控除することとしています。

帰属利子は全ての産業が中間投入するものとして扱われますが、帰属利子を各産業部門に分割することが困難なため、ダミー産業を設けてこの産業が全ての帰属利子を中間投入するものとし、同時にこの産業に同額の負の営業余剰が計上されます。

財貨・サービスの移出（移入）

移出とは、県外に流出した商品等と県外居住者の県内における消費支出のことです。また、移入とは、県外から流入した商品等と県内居住者の県外における消費支出です。

経済成長率

経済成長率とは、経済活動規模の拡大の程度を数値で表したもので、県内総生産の前年度に対する増加率をいいます。その時点での市場価格で集計した名目値による経済成長率と物価水準の変動分を除去した実質値による経済成長率とが算出されます。

名目値と実質値

名目値とは、物価変動が含まれている年々の時価を評価基準としたものです。これに対して実質値とは、特定の基準年次の物価を評価基準としたもので、物価変動の影響を除いた経済の実質的（数量的）な動きをとらえる場合に用いられます。実質値は、直接推計することが困難なため、各種の物価指数を利用して作成したデフレーターで名目値を除いて求めています。

デフレーター

デフレーターとは、名目値を基準年の価格で評価（実質化）するため、基準年からの物価変動分を除去するために使用される係数（物価調整指数）のことです。

連鎖方式と固定基準年方式

実質値及びデフレターの計算方式には、連鎖方式と固定基準年方式があります。

連鎖方式は、実質化の指数算式において常に前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方式であるのに対し、固定基準年方式は、ある特定の基準年（現在は平成12暦年）の価格体系ですべての年次の財・サービスの価格を評価する方式です。

連鎖方式では、基準年が毎年更新されていくため、最近のウエイト構造が反映されます。一方で、実質値の内訳項目を合計したものと集計項目の実質値とは、固定基準年方式では一致しますが、連鎖方式では一致しませんので注意が必要です。

なお、この報告書では、連鎖方式の実質値及びデフレーターを生産系列で、固定基準年方式の実質値及びデフレーターを支出系列で掲載しています。

制度部門別分類

制度部門別分類は、独立した組織として所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位を基準として行われる分類であり、(1)非金融法人企業、(2)金融機関、(3)一般政府、(4)家計（個人企業を含む）、(5)対家計民間非営利団体の5つに分類されます。

(1) 非金融法人企業

市場財及び市場非金融サービスの生産を主活動とするすべての居住者である非金融法人企業又は準法人企業です。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれます。

(2) 金融機関

主に金融仲介活動または、金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動に従事しているすべての居住者である法人企業又は準法人企業です。金融的性格をもつ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれます。

(3) 一般政府

中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町）とそれらによって設置、管理されている社会保障基金（厚生年金保険、国民年金、共済組合、健康保険組合等）から構成されます。これらには、政府及び社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に従事している非営利団体も含まれます。

(4) 家計

同じ住居を持ち、所得や富の一部または全部をプールし、住宅や食料を中心に、共同で特定の財貨やサービスを消費する人々の小集団。自営個人企業も含まれます。

(5) 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供するすべての居住者である非営利団体により構成されます。

対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体（労働組合、政党、宗教団体、私立学校等）であり、その活動は通常会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によって賄われます。

県内総生産勘定（生産側及び支出側）

この勘定は、県内における経済活動を総括するものであり、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の生産勘定を統合することによって作成されます。なお、総生産は県内概念で記録しています。

勘定の貸方は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した県内総生産（支出側）です。構成項目は、民間最終消費支出、政府最終消費支出、県内総固定資本形成、在庫品増加、財貨・サービスの移出及び（控除）財貨・サービスの移入が示されています。

勘定の借方は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した県内総生産です。構成項目は、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金が示されています。

なお、県内総生産の生産側と支出側は、理論上は同額となるべきものですが、実際の推計では、それぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、若干の不一致を免れません。そのため、統計上の誤差や脱漏に基づく差額を、「統計上の不突合」として県内総生産（支出側）に計上し、両面のバランスを成立させています。

県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、生産された要素所得の受取や生産物の最終消費への支払のほか、財産所得などの移転所得の受払いから構成され、県民可処分所得とその使用のバランスとして統合されているものです。この勘定においては、雇用者報酬は、雇用者報酬（県内概念）と県外から

の雇用者報酬（純）に区別されます。営業余剰・混合所得は各制度部門（非金融法人企業、金融機関、家計）の和になります。移転項目については、県外からの財産所得（純）と県外からのその他の経常移転（純）とに区別して表章されます。さらに、生産・輸入品に課される税と（控除）補助金が貸方に計上されます。

県民可処分所得は各制度部門の可処分所得の和として求められ、使用項目の民間最終消費支出、政府最終消費支出、県民貯蓄は、それらに対応する部門別項目の和となります。

県外勘定

県外勘定（ ）では、県全体としてとらえた県外取引が計上されており、県外の視点から記録されています。経常取引と資本取引に区分されますが、県民経済計算では経常取引について記録しています。

経常取引は、物の売買や運輸・通信・保険などサービスの売買よりなる「財貨・サービスの移出（入）」、労働に対して支払われる「雇用者報酬」、利子や配当金などからなる「財産所得」、対価の受領を伴わない財貨、サービス、現金の受払いのうち経常的なものよりなる「その他の経常移転」によって構成され、バランス項目として支払側に「経常県外収支」が設けられています。

（ ）県外勘定を見る上で注意すべき点は、県外の視点から見た勘定となっていることです。従って、県の受取である「財貨・サービスの移出」が支払項目へ、県の支払である「財貨・サービスの移入」が受取項目となっています。

制度部門別所得支出勘定

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）対家計民間非営利団体の5制度部門別（2．用語解説参照）に作成されます。「県内総生産勘定（生産側及び支出側）」の借方に示される生産活動の結果発生した付加価値（所得）が、どの制度部門に配分され、さらに各制度部門及び県外部門間に様々な移転取引が行われるなかで、それらの所得が最終的にどのように振り向けられているかを示しています。

勘定の貸方（受取）には、（1）要素所得としての雇用者報酬、営業余剰・混合所得及び（2）移転所得（財産所得、経常移転）が示され、借方（支払）には、最終消費支出、移転項目（財産所得とその他の経常移転）及び残差である貯蓄が示されています。

（1）要素所得

雇用者報酬（県民概念）

生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額であり、所得支出勘定では、家計の受取にのみ計上されています。

営業余剰・混合所得（ 1 ）

産出額から中間投入、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（純）（ 2 ）を差し引いた県内純生産（県内要素所得）からさらに雇用者報酬を差し引いたもので、非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業）の3制度部門に計上されています。

- (1) 家計部門の営業余剰・混合所得については、以下のとおり分類します。
営業余剰：家計部門の「持ち家」分。(概念上、雇用者報酬が存在しないため。)
混合所得：賃金・俸給の受取という形式をとらない家計(個人企業)の生産から生じる余剰+労働報酬。家計部門の営業余剰・混合所得から「持ち家」分を引いた残差。
- (2) 生産・輸入品に課される税(純)は(生産・輸入品に課される税 - 補助金)です。

(2) 移転所得

財産所得

その他の経常移転

ア．所得・富等に課される経常税

所得に課される税及びその他の経常税が該当します。

所得に課される税とは、労働の提供や財産の貸与、資本利得等の様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課せられる租税(所得税、法人税、都道府県民税[所得割、法人税割]等)です。また、その他の経常税とは、自動車重量税、自動車税、都道府県民税(均等割)等です。

イ．現物社会移転以外の社会給付及び社会負担

a 社会給付

社会給付とは、社会保険制度に基づく社会保険給付(社会保障基金、年金基金、無基金)とそうした制度に基づかない社会扶助給付とに分類されます。ここでは、社会保険給付のうち現物以外による社会給付(現金による社会保障給付)、年金基金による社会給付及び無基金雇用者社会給付が計上されます。

・現金による社会保障給付

社会保障基金が家計に対して支払う社会給付のうち、国民年金、厚生年金等からの年金給付や失業給付などの現金により支払われるものが含まれます。

・年金基金による社会給付

厚生年金基金、適格退職年金等による退職年金給付等が含まれます。

・無基金雇用者社会給付

雇主による公務災害補償や労働災害に対する見舞金の支払等が含まれるほか、退職一時金分も含まれます。

・社会扶助給付

社会保険制度の枠組みの中での給付ではなく、政府部門又は対家計民間非営利団体が家計に支払う社会給付を指し、生活保護、公費負担医療給付分、恩給等が含まれます。

b 社会負担

社会負担とは、社会保険給付が支払われることに備えて社会保険制度に行う現実または帰属の支払であり、現実社会負担と帰属社会負担に分類されます。

・ 現実社会負担

雇主が社会保険制度を管理する基金に対して支払う社会負担である「雇主の現実社会負担」と雇用者本人による社会保険制度を管理する基金に対する負担である「雇用者の社会負担」に分類されます。

「雇主の現実社会負担」は、社会保障基金に対する「雇主の強制的現実社会負担」と年金基金に対する「雇主の自発的現実社会負担」に分けられ、これらは、雇主が雇用者の利益のために支払う性格のものであるため、まず雇用者報酬の構成要素として計上し、同額を家計が一般政府ないし金融機関に支払ったかのように計上しています。

「雇用者の社会負担」は、雇用者本人による社会保険制度を管理する基金に対する負担を指し、支払先によって「雇用者の強制的社会負担」(対社会保障基金)と「雇用者の自発的社会負担」(対年金基金)とに分けて記録しています。

・ 帰属社会負担

「無基金雇用者社会給付」が雇用者報酬の構成要素(「雇主の帰属社会負担」)としても計上されることから、家計による二重受取を回避するために設けられた項目であり、「雇主の帰属社会負担」と同額を家計が雇主に支払ったものとして計上しています。

ウ . その他の経常移転

その他の経常移転は、「非生命保険取引」、「一般政府内の経常移転」、「他に分類されない経常移転」の三種類に分類されます。

a 非生命保険取引

非生命保険は、生命保険以外の全てのリスク(事故、疾病、火災等)を網羅する概念です。このうち、非生命純保険料は、保険契約者により当該会計期間中の保険のカバーを得るために支払われる実保険料(収入保険料)及び保険契約者に帰属する財産所得から支払われる保険料追加の両方からなる非生命保険料から、サービス料を控除した額とされています。また、非生命保険金は家計に対する社会給付の形での支払を除く、当該会計期間中に支払うべきものとなった保険金の決済で支払われる金額とされています。

b 一般政府内の経常移転

異なる一般政府の内訳部門間(中央政府、地方政府、社会保障基金)の経常移転のことであり、一般政府のみに計上されています。「中央政府 地方政府」へと移転される地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金等、「中央政府 社会保障基金」へと移転される厚生保険特別会計、国民年金特別会計への繰入等、「地方政府 中央政府」へと移転される補助費等からなる経常的移転が含まれます。

c 他に分類されない経常移転

上記項目に含まれない制度単位間、制度部門間並びに居住者・非居住者間の経

常移転取引が計上され、罰金、寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金等、他の項目に計上されていないあらゆる経常移転取引が含まれ、全制度部門に計上されています。

(3) 現物社会移転

現物社会給付と個別的な非市場財・サービスの移転の2項目からなります。

現物社会給付

社会保障基金による医療保険給付分であり、社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う形での「払い戻しによる社会保障給付」(高額医療・出産給付金)と関連するサービスを直接受給者(家計)に支給する形での「その他の現物社会保障給付」(国民健康保険等による医療保険給付分及び老人保健給付分、介護保険給付分)がありません。現物社会給付は、一般政府と家計の間でのみ取引が行なわれます。

個別的な非市場財・サービスの移転

家計に対して、無料または経済的に意味のない価格で、一般政府又は対家計民間非営利団体といった非市場生産者によって提供される教育・保健等のサービスのことで

す。一般政府から家計向けサービスの費用として支出される教科書購入費や児童保護費等負担金(公立保育園分)や対家計民間非営利団体から家計に移転される私立保育園の経営費などが含まれます。

(4) 最終消費支出及び貯蓄

以上に掲げた分配、再分配による所得の受払に、さらに一般政府、対家計民間非営利団体及び家計については、各制度部門が実際に支出・負担した額を示す最終消費支出として記録される支払があります。

各制度部門における受取と支払との差額が、貯蓄として計上されます。

(5) 年金基金年金準備金の変動

金融機関である年金基金から家計が受け取る社会給付と家計が年金基金へ払い込む自発的社会負担が経常取引として記録されますが、年金基金が管理する年金準備金は、生命保険が管理する準備金と同じように、家計が所有している貯蓄として扱われます。このため、年金負担額と年金受取額の差額を調整項目(経常移転分)として一旦設け、年金負担と年金給付が経常移転として記録されていなかった場合と同じ貯蓄額(金融資産分)に戻すよう記録します。

具体的には、以下の式で定義される「年金基金年金準備金の変動」を導入し、家計の受取側、金融機関の支払側に記録することにしています。

$$\text{年金基金年金準備金の変動} = \text{雇主の自発的現実社会負担} + \text{雇用者の自発的社會負担} - \text{年金基金による社会給付}$$